

みんなの 労災 ガード

業務災害補償総合保険





労災事故の現状

1 労災事故の被災者数

平成27年度に発生した労働災害による被災者数[※]は下記のとおりです。

※ 政府労災新規受給者数

1日あたり **1,694人**

出典：厚生労働省「労災保険事業月報(平成28年3月)」

Point 1

これだけの就労者が
労災事故にあわれて
おり、労災事故はい
つでも起こりうる状
況といえます。

2 労災事故と交通事故

労災事故被災者数^{※1}



約9.4人^{※1}

(1,000人あたり)

交通事故被災者数^{※2}



約5.3人^{※2}

(1,000人あたり)

※1 算出方法：政府労災新規受給者数÷平均就労者数×1,000

出典：厚生労働省「労災保険事業月報(平成28年3月)」、総務省「労働力調査 平成27年」

※2 算出方法：交通事故死傷者数÷総人口数×1,000

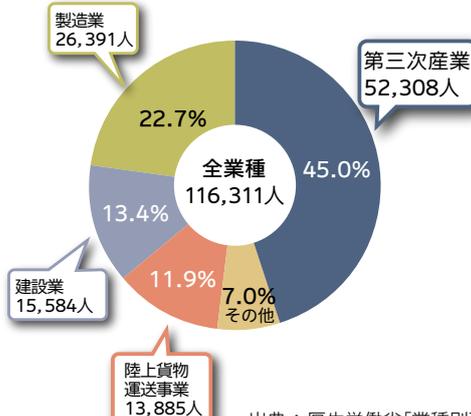
出典：警察庁「交通事故の発生状況 平成27年」、総務省「人口推計 平成27年」

Point 2

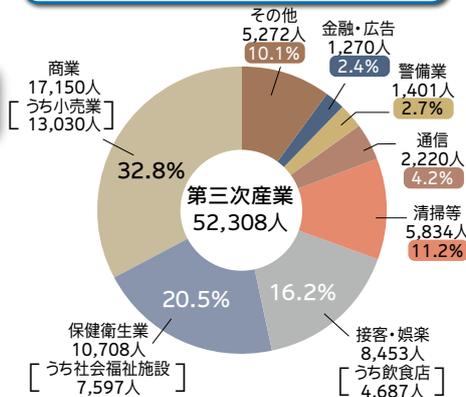
意外かもしれませんが、
労災事故は交通事
故よりも発生率が高
い、より身近な事
故なのです。

3 労災事故発生状況

業種別労災事故発生状況
(死傷者数の構成比)



第三次産業の業種別労災事故発生状況
(死傷者数の構成比)



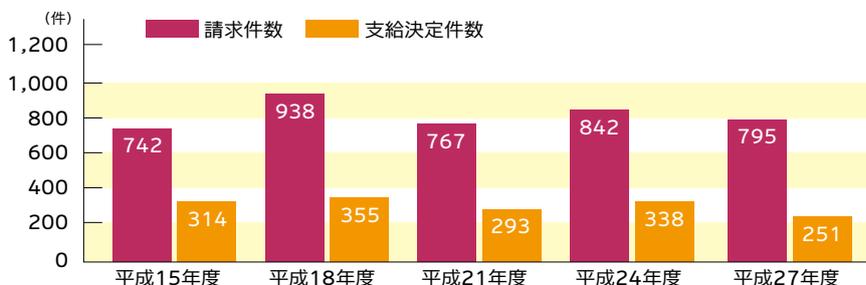
出典：厚生労働省「業種別死傷災害発生状況(平成27年)」

Point 3

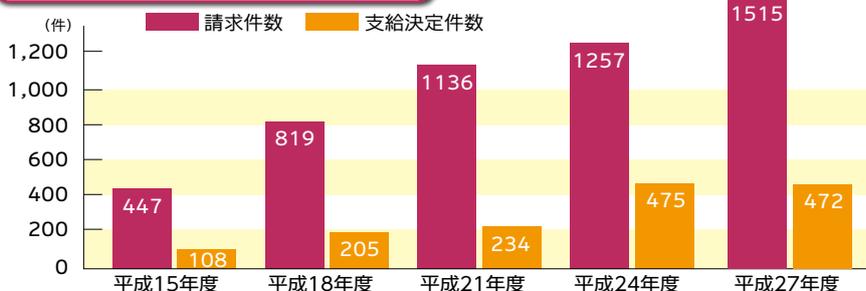
製造業、建設業だけ
でなく、第三次産業
(小売・社会福祉施
設等)など、あらゆる
業種で事故が発生し
ています。

4 脳・心疾患および精神障害等の労災補償状況

脳・心疾患の労災補償状況



精神障害等の労災補償状況



過労死など脳・心疾患に係る政府労災の請求件数は平成15年度以降、ほぼ同じ水準を維持しています。うつ病など精神障害等に係る政府労災の請求件数は増加傾向にあります。

Point 4

労災事故は“ケガ”だけではありません。過労による脳・心疾患やうつ病等への備えは万全ですか!?

出典：厚生労働省「過労死等の労災補償状況(平成27年度)」

5 政府労災と労災訴訟高額判決事例

労災事故が起こった場合、政府労災により労働者の死亡・負傷・疾病等に対して保険給付されますが、被災労働者の全ての損害が補償されるわけではありません。自動車事故で自賠責保険に任意保険をプラスすることで自賠責保険の不足分をカバーするように、労災事故に対しても政府労災に『上乗せ補償』をプラスすることで政府労災の不足分をカバーする必要があります。

政府労災の給付

死亡	遺族(補償)給付
	葬祭料(葬祭給付)
負傷・疾病	療養(補償)給付
	障害(補償)給付
	休業(補償)給付
	傷病(補償)年金
	介護(補償)給付

カバーされない部分(一例)

休業(補償)給付の不足分
[休業3日目までの補償・給付基礎日額の20%相当額]



被災者本人や遺族への見舞金



被災者本人や遺族への精神的ダメージ(慰謝料)



労働災害関係高額判決事例

判決金額	業種	判決年	事故内容
1億8,785万円	製造業	平成20年	異動先での長時間かつ連続勤務により重篤な障害となる
1億8,700万円	飲食店	平成22年	店長が長時間かつ連続勤務により重篤な障害となる
1億6,524万円	製材業	平成6年	吊った原木が落下して運転手に激突し重篤な障害となる
1億3,500万円	病院	平成14年	研修医が過労により急性心筋梗塞を発症し死亡
1億3,000万円	金融業	平成26年	長時間の過重な労働によりうつ病を発症し自殺
1億2,588万円	広告業	平成8年	過剰な長時間労働によりうつ病を発症し自殺
1億1,111万円	食料品製造業	平成12年	過酷な環境と部下指導の悩みからうつ病を発症し自殺
1億700万円	病院	平成19年	麻酔科医師が過労により急性心機能不全を発症し死亡
1億398万円	協同組合	平成21年	労働環境が変化し業務量の増加からうつ病を発症し自殺
1億円	交通運輸業	平成27年	著しい長時間労働の継続によりうつ病を発症し自殺

2015年3月現在(労災問題研究所調べ)

Point 5

高額化する賠償責任額。政府労災だけで十分とお考えですか!?

3分間
チェック

現在ご加入の保険は、いざというときのための万全な内
補償内容を点検してみませんか？

「簡単! セルフチェック」



Check. 1

労災事故を

円満に解決するために必要十分な内容になっていますか？

Check. 2

政府労災の認定前に

保険金を受け取れる内容になっていますか？

Check. 3

従業員の入れ替わりや増減員があっても、

報告の必要がない内容になっていますか？

Check. 4

ケガだけでなく、**病気による入院**なども
補償対象とする内容になっていますか？

Check. 5

過労や**精神障害**による**労災事故**に
対応した内容になっていますか？

Check. 6

下請負人や**派遣社員**など従業員の方以外も
補償対象とする内容になっていますか？

Check. 7

万一訴訟になった場合にも、

高額な賠償金に対応した内容になっていますか？

Check. 8

従業員への**見舞金・弔慰金**として活用するために、
保険金受取人は貴社になっていますか？

Check. 9

役員・従業員に万一のことがあった際の**一時的な信用不安に備える**
資金や**代替雇用費用**等が確保できる内容になっていますか？

▶ 万一の労災事故に“みんなの労災ガード”がお役に立ちます!

容となっていますか？

みんなの労災ガードの主な特長

みんなの労災
ガードなら

オーダーメイドでプランが設計できます。

●必要な補償を必要なだけセットできるので、合理的な設計が可能です。

みんなの労災
ガードなら

保険金は政府労災の認定を待たずにお支払いします。

※「使用者賠償責任特約(死亡のみ)」および「使用者賠償責任特約」における賠償保険金については、補償対象者が政府労災の給付対象となる資格を有する場合、政府労災の認定が原則必要となります。

※脳疾患・心疾患、精神障害による死亡や後遺障害などについては、政府労災の認定が必要となります。

みんなの労災
ガードなら

従業員の入れ替わりや増員があっても自動的に補償されます。

●売上高等を基に独自の方式で保険料を算出しますので、個々のお名前をいただく必要がありません。

●ご契約期間中に従業員の入れ替わりや増減員があってもその都度ご報告いただく必要がありません。
※ご契約時に定めていただいた補償対象者の範囲内に限ります。

みんなの労災
ガードなら

病気による入院の治療費用等を補償します。

●入院時の治療費用や差額ベッド代などを実費で補償します。

※「疾病入院医療費用特約」をセットした場合が対象になります。

みんなの労災
ガードなら

労災認定された脳・心疾患や精神障害も補償します。

●脳・心疾患などによる死亡、後遺障害、入院、手術および通院を補償します。

※これらを補償する特約をセットされた場合に、「労災認定された脳・心疾患等補償特約」が自動的にセットされます。

みんなの労災
ガードなら

建設業・運送業の下請負人のほか、製造業の構内下請作業員や派遣社員の方々も補償できます。

●事業主・役員、従業員(パート・アルバイト含む)のほか、建設業の下請作業員、運送業の下請運転者、さらには製造業の構内下請作業員や派遣社員も補償の対象者に含めることができます。

みんなの労災
ガードなら

高額な賠償金や弁護士費用などの訴訟費用も補償します。

●就業中のケガや過労自殺・過労死が原因で貴社が法律上の賠償責任を負われた場合に損害賠償金をお支払いします。

※「使用者賠償責任特約(死亡のみ)」または「使用者賠償責任特約」をセットした場合が対象になります。

みんなの労災
ガードなら

保険金は会社受け取りになります。

●貴社が被保険者(保険の補償を受けられる方)となるため、保険金は貴社が受け取ることができ、弔慰金や見舞金として活用できます。

※ご契約の締結にあたって、保険の対象となる方(従業員等)の事前の同意を得る必要があります。

※「疾病入院医療費用特約」および「疾病入院保険金支払特約」については、保険の対象となる方(従業員等)が被保険者となるため、保険金は従業員等に直接お支払いします。

みんなの労災
ガードなら

事業主が支出する各種費用を確保できます。

●災害補償規定等に定めることで、万一の際に事業主が支出する代替雇用費用などの資金を確保することが可能です。

※「災害補償規定等による傷害死亡保険金受取人指定に関する特約」をセットし、保険の対象となる方(従業員等)の事前の同意を得る必要があります。

みんなの労災
ガードなら

保険料は損金処理が可能です。

※実際の税務処理は税理士にご相談下さい。



みんなの労災ガードの主な補償内容

各特約の補償内容等の詳細についてはP9～P11でご確認ください。

労災認定された脳・心疾患等も補償 が付いた特約は、精神障害、脳血管疾患または虚血性心疾患等についても労災保険法等で給付が決定された場合に保険金をお支払いします。

基本補償 の2つの特約は原則として必ずセットしていただきます。

オプション(特約)はご希望により、ご自由にセットして

従業員等向け

●業務に従事中のケガ等※に関する補償

※ケガの他に業務に起因して生じた症状(熱中症等)について

基本補償

ケガ等により死亡されたとき



労災認定された脳・心疾患等も補償

死亡補償保険金支払特約

ケガ等により後遺障害を生じたとき



労災認定された脳・心疾患等も補償

後遺障害補償保険金支払特約

ケガ等により入院されたとき



労災認定された脳・心疾患等も補償

入院補償保険金支払特約

ケガ等により通院されたとき



労災認定された脳・心疾患等も補償

通院補償保険金支払特約

ケガ等の治療費、差額ベッド代等を負担されたとき



傷害医療費用補償特約

みんなの労災ガードの主な補償内容 6

事業主向け

●事業主の費用等に関する補償

基本補償

従業員等の業務中の身体障害による死亡により法律上の賠償責任を負われたとき



使用者賠償責任特約(死亡のみ)

※「使用者賠償責任特約」に変更することもできます。

従業員等の業務中の身体障害により法律上の賠償責任を負われたとき



使用者賠償責任特約

使用者賠償責任特約

従業員等の死亡・重度の後遺障害時の臨時費用



労災認定された脳・心疾患等も補償

事業主臨時費用特約(死亡・重度後遺障害のみ)

ご契約組合せ 例1

企業をとりまく労災リスクを包括的に補償します。

死亡補償

後遺障害補償

入院補償

手術補償

通院補償

傷害医療

休業補償

使用者賠償

疾病医療

傷害死亡

天災危険補償

葬祭見舞金

事業主臨時

ご契約組合せ 例2

業務中のケガに加え、病気による医療費の実費を補償し、従業員等の死亡時の事業主費用も確保します。

死亡補償

後遺障害補償

入院補償

手術補償

傷害医療

疾病医療

傷害死亡

使用者賠償(死亡のみ)

事業主臨時

いただけます

でも補償します。

ケガ等により手術を受けられたとき



労災認定された脳・心疾患等も補償

手術補償保険金支払特約

ケガ等で就業不能となられたとき



休業補償保険金支払特約

●病気に関する補償

病気の入院治療費、自己負担分
差額ベッド代、先進医療費用等を負担されたとき



疾病入院医療費用特約

病気で入院されたとき



疾病入院保険金支払特約

従業員等の死亡時の葬祭見舞金



葬祭見舞金特約

従業員等がケガ等により死亡されたとき
保険金を代替雇用費用等に充当することができます*



災害補償規定等による傷害死亡保険金受取人指定に関する特約セット

傷害死亡保険金支払特約

*保険金を代替雇用費用等に充当することについて被保険者(従業員等)の事前の同意が必要です。

補償内容を拡大

後遺障害補償を手厚く!

重度後遺障害倍額支払特約

入院・手術補償の期間を延長!

入院補償保険金等支払日数延長特約(365日用)

業務従事中以外も補償!

フルタイム補償特約

地震・噴火・津波によるケガを補償!

天災危険補償特約

補償内容を縮小

傷害医療費用について通院を補償対象外にできます。

通院による傷害医療費用補償対象外特約

熱中症等を補償対象外にできます。

業務による症状補償対象外特約

組合せの内容に応じて
ご契約者サービスをご提供します!

詳細はP.8へ

みんなの労災ガードの主な補償内容 7

ご契約組合せ 例3

業務中のケガを補償し、従業員等の死亡時の事業主費用も確保します。

死亡補償

後遺障害補償

入院補償

手術補償

傷害医療

事業主臨時

傷害死亡

使用者賠償
(死亡のみ)

ご契約組合せ 例4

業務中のケガおよび病気による医療費の実費を補償します。

死亡補償

使用者賠償
(死亡のみ)

傷害医療

疾病医療

ご契約組合せ 例5

病気による医療費の実費補償に重点を置いたプランです。

死亡補償

使用者賠償
(死亡のみ)

疾病医療



ご契約者サービス

トータルメディカルサービスのご利用条件

トータルメディカルサービスのご利用条件	ベストホスピタルネットワークサービス、電話による健康相談サービス、PET健診トータルサービス	メンタルヘルスケア・サポートサービス 人間ドックトータルサービス
疾病入院保険金支払特約(5,000円以上)または疾病入院医療費用特約をセットされたご契約	○	○
使用者賠償責任特約(3,000万円以上)または疾病入院保険金支払特約(2,000円以上5,000円未満)をセットされたご契約	—	○

※上記の他に全てのご契約で「けんこうくらぶ」(健康・医療・介護・育児電話相談サービス、メンタルヘルス電話相談サービス、福祉・介護事業者案内サービス、ベビーシッター派遣業者案内サービス、病院・老人福祉施設案内サービス、人間ドック施設案内サービス)をご利用いただけます。なお、一部の地域ではご利用いただけないサービスもございます。事業主・役員・従業員の皆様およびその同居のご家族が対象となります。

トータルメディカルサービス

ベストホスピタルネットワークサービス

事業主・役員・従業員の方々が対象になります。

専用ダイヤルにお電話いただくと、専任のスタッフが、病症状や既往症、ご相談内容に応じてセカンドオピニオンや受診手配・紹介サービスを提供します。

●日本を代表する医師によるセカンドオピニオンサービス^{*1}

日本を代表する医師(総合相談医)との面談や電話を通じ、より良い医療を選択するために、現在の診断に対する見解や今後の治療方針・方法などについて意見(セカンドオピニオン)を聞くことができます。



面談によるセカンドオピニオン
専任のスタッフが総合相談医との面談を手配

電話によるセカンドオピニオン
専任のスタッフが総合相談医との電話予約を手配

総合相談医の判断により、より高度な専門性が必要と判断された場合には、優秀専門臨床医^{*2}を紹介いたします。

病状によりご利用者の移動が困難もしくは遠方である場合等には、電話でもサービスをご利用いただけます。(ただし電話の場合、優秀専門臨床医^{*2}の紹介は行いません。)

※1 同一病名のご相談は年1回のご利用となります。

※2 優秀専門臨床医とは、ティーベック(株)の運営するドクターオプドクターズネットワークの評議会において選考された高いレベルの専門性を有した臨床医をいいます。

●受診手配・紹介サービス^{*3}

主治医のもとでは対応できない治療法や手術方法が必要など、主治医が判断したケースで、手配・紹介先の医療機関にその専門分野の医師が在籍し治療可能な場合に、受診の手配や紹介をします。

受診手配・紹介サービス

専任のスタッフが医療機関への受入確認や受診の手配・紹介をします。

受診手配・紹介サービスの主な利用条件

- かかりつけの病院では対応できない治療法や手術が必要と主治医が判断している
- ご利用者が内容を理解し、希望している
- 手配先の医療機関に専門医が在籍し、患者の受入、治療が可能な場合
- ご利用者が手配先の医療機関での受診を了承している
- 主治医が納得し、紹介状(診療情報提供書)などを準備できる

※3 受診手配・紹介サービスは原則、三大疾病(悪性新生物(ガン)、脳血管疾患、心疾患)を対象とし、同一病名では1回のご利用となります。

ベストホスピタルネットワークサービスご利用に際してご注意いただきたいこと

- 病名が判明している場合、または医師から治療方針が提示されている場合のみご利用いただけます。
- 同一病名でのご利用は年1回までとなります。(受診手配・紹介サービスを除く)
- 受診手配・紹介サービスは、ティーベック(株)が適当と判断した場合に限り、指定する医療機関への受診手配・紹介をするものです。また、原則、三大疾病(悪性新生物(ガン)・脳血管疾患・心疾患)を対象とし、同一病名では1回のご利用となります。
- 救急(急を要する場合など)に関するご要望には対応できません。また、入院・転院を目的としたご利用もお受けできません。
- 日常的に見られる病症状・心療内科・精神科・美容外科・歯科および口腔外科等は対象外となります。また、医療過誤、裁判係争中、交通事故に起因する傷病に関するご相談はお受けできません。
- 地域、総合相談医、優秀専門臨床医の指定はできません。なお、総合相談医との面談場所は、ティーベック(株)が指定した場所となります。
- 診察関連資料(診療情報提供書(紹介状)、各種検査データ、カルテの写し等)が必要となります。また、これらの準備費用、面談場所への交通費および紹介された優秀専門臨床医による診察等にかかる費用は自己負担となります。
- 受付からサービスをご利用いただくまでの間に病状が悪化した場合の責任は負いかねます。
- 紹介状の発行は診察の優先づけ(診察順序の繰上げなどの特別対応)や治療に対しての便宜をはかるものではありません。
- ご利用者が入院中の場合には、代理としてそのご家族にサービスをご提供できますが、優秀専門臨床医の紹介は行いません。
- サービスご利用に際しては、地域や内容、その他諸条件によりご要望に添えない場合がありますのでサービスを受ける際にご確認ください。

電話による健康相談サービス

事業主・役員・従業員の方々およびその同居のご家族が対象となります。

24時間年中無休体制で、健康、医療、介護または育児などの相談に経験豊富な専門家(医師・保健師・看護師など)が対応します。

PET健診トータルサービス

事業主・役員・従業員の方々およびその同居のご家族が対象となります。

全国の提携PETセンターのご紹介から予約代行まで、トータルにサポートします。

人間ドックトータルサービス

事業主・役員・従業員の方々およびその同居のご家族が対象となります。

約800ヶ所の人間ドック施設のご紹介から予約代行まで、トータルにサポートします。

メンタルヘルスケア・サポートサービス

専門家による面談カウンセリング^{*1}またはメンタルヘルスカウンセラーによる電話カウンセリング^{*2}が全国で受けられます。

※1 事業主・役員・従業員の方々を対象となります。(お一人様年3回まで)

※2 事業主・役員・従業員の方々およびその同居のご家族が対象となります。

国内安否確認・国内事故アドバイスサービス

国内安否確認・国内事故アドバイスサービスのご利用条件

この保険の補償対象者およびその同居のご家族ならびに主要取引先が、大規模な自然災害(地震・津波・火事・台風など)や爆破テロ事件、高病原性の感染症流行など、何らかの事件・事故に巻き込まれた可能性が高く、連絡が取れない場合に、ご契約者に代わって安否確認を行います。また、ご契約者に重大な事故が発生した場合に、事故対策本部の設置やマスコミ対応等についてアドバイスを行います。

天災危険補償特約、病気に関する特約(疾病入院医療費用特約または疾病入院保険金支払特約)、使用者賠償責任特約(死亡のみ)も可)をセットすることが条件となります。

◆ご利用の際は、ご契約後に別途ご案内する「サービス案内チラシ」等に記載の電話番号にご連絡ください。

- ◆ベストホスピタルネットワークサービス、電話による健康相談サービス、PET健診トータルサービスおよびメンタルヘルスケア・サポートサービスの面談カウンセリングは業務提携先であるティーベック(株)が、メンタルヘルスケア・サポートサービスの電話カウンセリングは業務提携先であるALSOKあんしんケアサポート(株)が、人間ドックトータルサービスは業務提携先である株式会社ウェルネス医療情報センターが、国内安否確認・国内事故アドバイスサービスは業務提携先である日本アイラック(株)が提供します。
- ◆上記のサービスは、弊社が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。また、サービス内容・品質について弊社が保証するものではありません。サービスのご利用はお客さまのご判断のもとで行ってください。万一、サービス提供を受けた結果、損害が発生しても弊社は責任を負いかねます。
- ◆ご利用者の状況やご相談内容により、サービスを停止・制限させていただく場合があります。
- ◆上記のサービスは、予告なく変更または中止する場合がありますのであらかじめご了承ください。



業務災害補償総合保険

《各特約の補償内容》

★印のついた特約については、「労災認定された脳・心疾患等補償特約」により、補償対象者が脳・心疾患等を被られ、労災保険法等で給付が決定された場合には、補償対象となります。

ア. 従業員等の業務中の身体障害に関する補償

補償対象者である従業員等の方々が業務に従事中に被られた身体障害について、記名被保険者にお支払いする主な保険金は次のとおりです。

特約名	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
基本補償 死亡補償 保険金支払特約 [★]	身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡補償保険金額の全額をお支払いします。 (注)後遺障害補償保険金支払特約がセットされている場合において、同一の身体障害について、既にお支払いした後遺障害補償保険金があるときには、死亡補償保険金額から既にお支払いした金額を控除した額をお支払いします。	(1)次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被られた身体障害 ①保険契約者・被保険者・これらの事業場の責任者・補償対象者の故意または重大な過失 ②自殺行為(※)、犯罪行為、闘争行為 ※労災保険法等によって給付が決定された場合には保険金をお支払いします。(傷害医療費用補償特約、休業補償保険金支払特約を除く) ③補償対象者が次のいずれかに該当する間に生じた事故 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、次のいずれかに該当する場合は保険金をお支払いします。 ア.業務に起因して生じた症状に該当する場合 イ.労災保険法等によって給付が決定された脳・心疾患等に該当する場合(傷害医療費用補償特約、休業補償保険金支払特約を除く) ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥刑の執行 ⑦戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ⑧地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑨核燃料物質等の有害な特性による事故 ⑩風土病、職業性疾病 (2)むちうち症、腰痛その他の症状で、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの など
後遺障害補償 保険金支払特約 [★]	身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、[後遺障害補償保険金額×保険金支払割合※]をお支払いします。 ※後遺障害の程度に応じて後遺障害補償保険金支払特約別表1に定める保険金支払割合(4%~100%) (注1)お支払いする保険金は、保険期間を通じて合算し、後遺障害補償保険金額が限度となります。 (注2)既に後遺障害のある補償対象者が身体障害によりその程度を加重された場合には、既にあった後遺障害の保険金支払割合※を控除して保険金をお支払いする場合があります。	
入院補償 保険金支払特約 [★]	入院された場合に、[入院補償保険金日額×入院日数]をお支払いします。ただし、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。	
手術補償 保険金支払特約 [★]	入院補償保険金が支払われる場合において、その身体障害の治療のため、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に手術補償保険金支払特約別表1に定める手術を受けられたときに、[入院補償保険金日額×倍率※]をお支払いします。ただし、同一の原因に基づく身体障害について、1回の手術に限ります。 ※手術の種類に応じて手術補償保険金支払特約別表1に定める倍率(10倍・20倍・40倍) (注)入院補償保険金支払特約をセットする場合にセットできます。	
通院補償 保険金支払特約 [★]	通院(通院に準じた状態※および往診を含みます。)された場合に、[通院補償保険金日額×通院日数]をお支払いします。ただし、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内の通院に対して、90日を限度とします。 ※骨折、脱臼、靭帯損傷等で、通院補償保険金支払特約別表1に掲げる部位を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着した状態をいいます。	
傷害医療費用 補償特約	医師の治療を受けられた場合、その身体障害を被った日からその日を含めて365日以内に負担された次の費用に対して保険金をお支払いします。ただし、同一の原因に基づく身体障害について、傷害医療費用保険金額を限度とします。 ・治療費用(公的医療保険制度における一部負担金(注1)、差額ベッド代(注2)、その他病院等に支払った費用) ・入院、転院または退院のための補償対象者に係る移送費および交通費 ・医師の指示により行った治療に関わる費用または薬剤、治療材料、医療器具の購入費用等 (注1)他の保険契約の有無にかかわらず、公的医療保険制度を利用された場合は、その療養に係る診療報酬点数に基づき[診療報酬点数×3円]をお支払いします。 (注2)入院1日につき、15,000円を限度とします。	
休業補償 保険金支払特約	身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に就業不能となられた場合に、[休業補償保険金日額(注1)×就業不能日数](注2)をお支払いします。ただし、保険証券記載のてん補期間を限度とします。 (注1)平均所得日額(身体障害を被る直前12か月間の補償対象者の所得額を365で除した額)を限度とします。 (注2)所定の身体障害の場合は一時金も選択できます。	

イ. 従業員等の病気に関する補償

被保険者である従業員等の方々の方が病気になられた場合に被保険者にお支払いする主な保険金は次のとおりです。ただし、被保険者の範囲は、P12「1. 商品の仕組みおよび引受条件等②補償対象者」のⅠおよびⅡの範囲(ただし、非常勤のパート・アルバイト等を除きます。)に限定させていただきます。

特約名	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院 医療費用特約	<p>保険期間中に被られた病気について、その治療のために保険期間中に、日本国内で入院を開始された場合、または先進医療による療養を受けられた場合に、負担された次の費用に対して保険金をお支払いします。(注1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院治療費用(注2) ・入院諸費用(差額ベッド代(注3)、親族付添費、入院・転院または退院のための交通費等) ・先進医療費用(先進医療の技術費用、先進医療を受けるための交通費等) <p>ただし、同一の病気について、最初に入院を開始した日または先進医療による療養を受けた日のいずれか早い日から、その日を含めて365日目の属する月の末日の午後12時までの入院または先進医療による療養にかかる費用のみを対象とし、疾病入院医療費用保険金額を限度とします。</p> <p>(注1)お支払い対象となる費用が傷害医療費用補償特約と重複する場合には、傷害医療費用補償特約を優先してお支払いします。</p> <p>(注2)他の保険契約の有無にかかわらず、公的医療保険制度を利用された入院の療養に係る診療報酬点数に基づき[診療報酬点数×3円]をお支払いします。</p> <p>(注3)入院1日につき、15,000円を限度とします。</p>	<p>(1) 次のいずれかに該当する事由によって被られた病気</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約者・被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③ 被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用 ④ 核燃料物質等の有害な特性による事故 <p>(2) むちうち症、腰痛その他の症状で、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの</p> <p>(3) 被保険者の開始した入院が妊娠または分娩によるものである場合(弊社が異常妊娠または異常分娩と認めた場合を除きます)</p> <p>(4) 保険期間の開始時(※)より前に被った病気による入院または先進医療による療養(保険期間の開始時(※)の属する日からその日を含めて1年経過後に開始した入院または受けた先進医療による療養は除きます。)</p> <p>※保険期間の途中で新たに被保険者となられた方については、その被保険者となられた時をいいます。また、継続契約の場合には、この特約がセットされた保険契約が継続されてきた最初の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>など</p>
疾病入院 保険金支払特約	<p>保険期間中に被られた病気について、その治療のために保険期間中に入院を開始された場合に、[疾病入院保険金日額×入院日数]をお支払いします。ただし、1回の入院につき保険証券記載の支払限度日数を限度とします。</p>	

(注)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した傷害の治療は、疾病入院医療費用特約および疾病入院保険金支払特約における病気の治療とみなします。

ウ. 事業者の費用等に関する補償

お支払いする主な保険金は次のとおりです。

特約名	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
使用者賠償 責任特約 (「使用者賠償 責任拡張補償 特約」セット)	<p>補償対象者が業務上の事由(通勤途上を含みます。)により被った身体障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負われた場合に、その損害に対して次の(1)および(2)の保険金を被保険者にお支払いします。ただし、(1)については、労災保険の給付対象となる資格を有する補償対象者の場合は、労災保険の給付決定、または、業務災害・通勤災害に該当しないことを理由とした不支給決定が支払要件となります。</p> <p>(1)賠償保険金</p> <ul style="list-style-type: none"> 損害賠償責任額から次の金額の合算額を控除した残額(正味損害賠償金額) ① 労災保険法等により給付されるべき金額(「特別支給金」は含みません。) ② 自動車損害賠償責任保険等により支払われるべき金額 ③ 次のいずれかの金額 ア. 災害補償規定等に基づき補償対象者またはその遺族に支払うべき金額 イ. 補償対象者またはその遺族に支払われる保険金の額(他の保険契約の場合は、その支払いにより被保険者が法律上の損害賠償責任を免れるものに限ります。) <p>(2)費用保険金</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 損害拡大防止軽減・求償権保全費用、② 協力費用、③ 争訟費用(和解・示談交渉費用等)、④ 訴訟対応費用および⑤ 事業主が徴収される費用 <p>(注1)各保険金の支払額および支払限度額は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)、(2)①および②は、合算して1災害につき使用者賠償責任保険金額を限度とします。 ・上記(2)②は、支出された費用の額とします。 ・上記(2)③は、(1)の正味損害賠償金額が使用者賠償責任保険金額を超える場合は、使用者賠償責任保険金額の(1)の正味損害賠償金額に対する割合によって支払います。 ・上記(2)④は、使用者賠償責任保険金額に関係なく、保険期間を通じて300万円を限度とします。 <p>(注2)上記(2)⑤の費用は、2016年7月1日以降に補償対象者の方々の方が被られた身体障害に関する費用についてのみ対象とします。</p>	<p>(1) 次に掲げる事由のいずれかによって生じた補償対象者の身体障害</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約者・被保険者・これらの事業場責任者の故意 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱 その他これらに類似の事変または暴動 ④ 核燃料物質等の有害な特性 <p>(2) 次に掲げる身体障害</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 風土病 ② 職業性疾病 ③ 労災保険法等における暫定任意適用事業に該当する事業で、労災保険法等の加入手続きを行っていない事業において発生した身体障害 <p>など</p> <p>【被保険者について】 次の方が被保険者となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記名被保険者 ・建設業における記名被保険者の下請負人 ・貨物自動車運送事業における記名被保険者の下請負人 ・上記いずれかの役員等(取締役、執行役、執行役員等)(注) <p>(注)2015年7月1日以降に補償対象者の方々の方が被られた身体障害に関する使用者賠償責任等の場合についてのみ、被保険者の範囲に含まれます。</p>
基本補償 使用者賠償責任 特約(死亡のみ)	<p>補償対象者が業務上の事由(通勤途上を含みます。)により被った身体障害の直接の結果として死亡された場合、上記の使用者賠償責任特約と同様(注)にお支払いします。</p> <p>ただし、争訟費用については、賠償保険金および損害拡大防止軽減・求償権保全費用と合算で1災害につき使用者賠償責任保険金額を限度とします。</p> <p>(注)「労災保険の不支給が決定された場合の賠償保険金および事業主が徴収される費用」を除きます。</p>	
事業主臨時費用特約 (死亡・重度後遺障害のみ) [★]	<p>死亡補償保険金または後遺障害等級第1級～第3級に相当する後遺障害補償保険金をお支払いする場合に、事業主臨時費用保険金額の全額を被保険者にお支払いします。</p>	<p>死亡補償保険金支払特約、後遺障害補償保険金支払特約と同様です。</p>
葬祭見舞金特約	<p>補償対象者が死亡し、葬祭が行われた場合で、被保険者が見舞金規定等に基づき補償対象者の遺族に見舞金を支払われたときに、その額を被保険者にお支払いします。ただし、葬祭見舞金保険金額を限度とします。</p>	<p>保険期間の開始時(※)より前に被られた身体障害による死亡(保険期間の開始時(※)の属する日からその日を含めて1年を経過した後の死亡は除きます。) など</p> <p>※保険期間の途中で新たに補償対象者となられた方については、その補償対象者となられた時をいいます。また、継続契約の場合には、この特約がセットされた保険契約が継続されてきた最初の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>【補償対象者の範囲について】 P12「1. 商品の仕組みおよび引受条件等②補償対象者」のⅠおよびⅡの範囲(ただし、非常勤のパート・アルバイト等を除きます。)に限定させていただきます。</p>
傷害死亡保険金 支払特約	<p>従業員等の被保険者が身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>(注)この特約には「災害補償規定等による傷害死亡保険金受取人指定に関する特約」を必ずセットしていただきます。被保険者の同意を得て、保険契約者の費用(従業員等の代替雇用費用)等に充当していただくことができます。</p>	<p>死亡補償保険金支払特約等と同様です。ただし、(1)②(※)および④イ.は除きます。</p> <p>※「補償対象者」を「被保険者」と読み替えて適用します。</p> <p>【被保険者の範囲について】 P12「1. 商品の仕組みおよび引受条件等②補償対象者」のⅠおよびⅡの範囲に限定させていただきます。</p>

《補償内容を拡大または縮小する特約》

特約名	概要
補償内容拡大	労災認定された脳・心疾患等補償特約 補償対象者が被られた身体障害が、労災保険法等で給付が決定された精神障害、脳血管疾患または虚血性心疾患等(※)である場合についても保険金をお支払いします。ただし、「労災保険法等により特定された発症の時」が「保険期間の開始時」より前である場合は、保険金をお支払いしません。なお、この特約により補償内容が拡大される特約は次のとおりです。(これらに付随してセットされる特約を含みます。) ・死亡補償保険金支払特約、後遺障害補償保険金支払特約、入院補償保険金支払特約、手術補償保険金支払特約、通院補償保険金支払特約、事業主臨時費用特約(死亡・重度後遺障害のみ) (注)この特約は、死亡補償保険金支払特約、後遺障害補償保険金支払特約、入院補償保険金支払特約または通院補償保険金支払特約のいずれかがセットされている場合に自動的にセットされます。 ※精神障害、脳血管疾患または虚血性心疾患等とは、以下のものをいいます。ただし、「業務に起因して生じた症状」に該当するものを除きます。 ア.精神障害とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要CD-10(2003年版)準拠」によります。 イ.脳血管疾患とは、脳内出血(脳出血)、くも膜下出血、脳梗塞または高血圧性脳症をいいます。 ウ.虚血性心疾患等とは、心筋梗塞、狭心症、心停止(注)または解離性大動脈瘤をいいます。 (注)心臓性突然死を含みます。
	天災危険補償特約 普通保険約款および各特約においてお支払いの対象外としている「地震・噴火・津波等により被られた身体障害」についても保険金をお支払いします。なお、この特約により補償内容が拡大される特約は次のとおりです。(これらに付随してセットされる特約を含みます。) ・死亡補償保険金支払特約、後遺障害補償保険金支払特約、入院補償保険金支払特約、手術補償保険金支払特約、通院補償保険金支払特約、傷害医療費用補償特約、休業補償保険金支払特約、使用者賠償責任特約、使用者賠償責任特約(死亡のみ)、事業主臨時費用特約(死亡・重度後遺障害のみ)、傷害死亡保険金支払特約
	フルタイム補償特約 業務に従事中以外に被られた身体障害についても保険金をお支払いします。なお、この特約により補償内容が拡大される特約は次のとおりです。(これらに付随してセットされる特約を含みます。) ・死亡補償保険金支払特約、後遺障害補償保険金支払特約、入院補償保険金支払特約、手術補償保険金支払特約、通院補償保険金支払特約、傷害医療費用補償特約、休業補償保険金支払特約、事業主臨時費用特約(死亡・重度後遺障害のみ)、傷害死亡保険金支払特約 【補償対象者または被保険者の範囲について】 P12「1. 商品の仕組みおよび引受条件等②補償対象者」のⅠおよびⅡの範囲(ただし、非常勤のパート・アルバイト等を除きます。)に限定させていただきます。
	重度後遺障害倍額支払特約 後遺障害補償保険金を支払う場合で、その後遺障害が後遺障害補償保険金支払特約別表1後遺障害等級第1級～第3級に相当するときは、後遺障害補償保険金と同額を追加してお支払いします。
	入院補償保険金等支払日数延長特約(365日用) 入院補償保険金および手術補償保険金の支払対象期間を180日から365日に延長します。ただし、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に入院を開始された場合に限りです。
補償内容縮小	通院による傷害医療費用補償対象外特約 傷害医療費用補償特約のお支払い対象となる治療のうち、通院による治療費用等を補償対象外とします。
	業務による症状補償対象外特約 次の特約において補償対象としている「業務に起因して生じた症状」を補償対象外とします。 ・死亡補償保険金支払特約、後遺障害補償保険金支払特約、入院補償保険金支払特約、手術補償保険金支払特約、通院補償保険金支払特約、傷害医療費用補償特約、傷害死亡保険金支払特約、休業補償保険金支払特約、事業主臨時費用特約(死亡・重度後遺障害のみ)

【「先進医療」についてのご説明】

健康保険法等の規定に基づく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院・診療所において行われる高度な医療技術を用いた療養をいいます。すべての最先端医療をいうものではありません。先進医療の種類、取扱の病院・診療所および要件は、厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/sensiniryoo/index.html をご確認ください。

【「業務に従事中」についてのご説明】

補償対象者が記名被保険者の職務等に従事している間および補償対象者が住居と記名被保険者の業務に従事する場所との間を合理的な経路・方法により往復する間をいいます。なお、補償対象者が記名被保険者の役員等の場合には、役員等として記名被保険者の業務に従事している間、かつ、次のいずれかに該当している間をいいます。
 ・記名被保険者の就業規則等に定められた正規の就業時間中
 ・記名被保険者の業務を行う施設内にいる間および記名被保険者の業務を行う場所と記名被保険者の業務を行う他の場所との間を合理的な経路・方法により往復する間
 ・取引先との契約・会議等のために取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または記名被保険者の業務を行う施設との間を合理的な経路・方法により往復する間
 (注)上記にかかわらず、補償対象者が貨物自動車運送事業者における下請負人等およびその下請負人等の構成員である場合は、記名被保険者から請け負ったまたは委託された貨物を、記名被保険者の指定した発送地から仕向地まで合理的な経路・方法により輸送する間(注)をいいます。ただし、記名被保険者以外の者から請け負ったまたは委託された貨物の積み込みおよび積卸しのために逸脱した経路を運行または輸送する間(注)を除きます。
 (注)貨物の積み込み・積卸し作業を含みます。

【「身体障害」についてのご説明】

[下記以外の特約の場合]

次の「傷害」および「業務に起因して生じた症状」をいいます。

① 傷害

次のいずれかに該当するものをいいます。

ア. 急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害

イ. 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)

ウ. 業務に従事中に発生した細菌性食中毒およびウイルス性食中毒

② 業務に起因して生じた症状

業務遂行に伴って発生する症状のうち、次の要件をすべて満たすものをいいます。ただし、職業性疾病、疲労の蓄積または老化によるものを除きます。

ア. 偶然かつ外来の原因によるもの

イ. 労働環境に起因するもの

ウ. その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの

(注)死亡補償保険金および傷害死亡保険金の支払対象となるのは、下記に定める症状の場合に限りです。

- ・熱および光線の作用(熱射病、日射病等)
- ・気圧または水圧の作用(潜函病<減圧病>等)
- ・低酸素環境への閉じ込め(低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症等)
- ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(深い潜水からの浮上による潜水病等)

[使用者賠償責任特約(死亡のみ)・使用者賠償責任特約の場合]

「負傷」または「疾病」をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。

[葬祭見舞金特約の場合]

「傷害」(注)または「疾病」をいいます。

(注)上記[下記以外の特約の場合]①傷害のア.およびイ.をいい、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

① 商品の仕組み

この保険は、事業者の方を被保険者および記名被保険者(保険の補償を受けられる方)、従業員の方を補償対象者(保険の対象となる方)とし、国内・海外を問わず、記名被保険者である事業者の業務に従事する補償対象者が身体障害を被られた場合に、保険金を記名被保険者にお支払いするものです。お受け取りいただいた保険金は、一部の特約を除き、その全額を補償対象者またはその遺族の方にお支払いいたします。

② 補償対象者

お申込みいただける補償対象者の範囲は次のとおりです。ご希望に合わせて、お申込みいただく補償対象者の範囲をご選択ください。

I: 事業主および役員全員

II: 記名被保険者の被用者(使用人)[従業員およびパート・アルバイト等]全員

III: 建設業および貨物自動車運送事業における記名被保険者の下請負人およびその被用者(使用人)全員

IV: 補償対象者 I、II、III 以外の記名被保険者の管理下にある者全員

③ 保険期間

この保険の保険期間は1年間でご設定ください。ただし、有期工事単独・JV(甲型共同企業体)契約の場合は、工事期間に合わせて3年以内の長期契約や1年未満の短期契約が可能です。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。また、実際にご契約いただく保険期間については、申込書にてご確認ください。

④ 引受条件(保険金額等)

保険金額等の設定については、次の点にご注意ください。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

(1) 保険金額等は記名被保険者の災害補償規定等に定める金額を基準として適正な金額となるように設定してください。

(2) 各特約のセットの可否および保険金額等の設定には、それぞれ他の特約もしくは補償対象者との関係で一定の制限が定められています。

(3) 既に他の同種の保険契約をご契約されている場合には、保険金額を制限させていただくことがあります。

⑤ 契約形態について

この保険では、補償対象者の氏名を申込書・明細書に記載するのではなく、保険契約締結時に補償対象者の範囲を定めることによりご契約いただきます。具体的には次のとおりです。

	契約形態	補償対象者の範囲
1	一般契約(売上高方式)	企業等に属する方全員(事業主、役員、従業員等)および建設業・貨物自動車運送事業における下請負人等を補償対象者とする契約方式です。
2	下請負人の限定契約(外注費方式)	建設業および貨物自動車運送事業における下請負人等のみを補償対象者とする契約方式です。
3	建設作業者の限定契約(請負金額方式)	建設現場作業に従事する事業主、役員、従業員等および建設業における下請負人等のみを補償対象者とする契約方式です。
4	事業部等の限定契約	特定の事業部・事務所等の業務に従事する方のみを補償対象者とする契約方式です。
5	有期工事単独・JV(甲型共同企業体)契約	建設業における特定の有期工事またはJV(甲型共同企業体)工事に従事する方のみを補償対象者とする契約方式です。
6	JV(甲型共同企業体)工事の除外契約	建設業において、記名被保険者が元請となるJV(甲型共同企業体)工事に従事する方を補償対象者から除外する契約方式です。

2. 保険料

保険料は保険契約時にご申告いただく次の数値等により算出します。

① 保険料の算出基礎数値(直近の会計年度の売上高・請負金額・外注費等)

② 事業種類

③ 事業種類ごとの保険料の算出基礎数値に占める割合(複数の事業を行っている場合)

④ 役員比率(「事業主・役員+従業員等」の実人数に対する「事業主・役員」の実人数の割合をいい、事業主・役員と従業員で異なる補償内容とする場合に必要となります。)

3. 保険料の払込方法

保険料の払込方法および払込手段は、以下の方法からお選びください。詳しくは、取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターまでお問い合わせください。

払込方法	一時払 (一括払)	分割払※1※2	
		初回保険料	2回目以降
口座振替方式	○ ※3	○ ※3	○
直接集金方式	○	○	○
集団扱※4	○	○	○

※1 分割払の場合は、所定の保険料の割増が適用されます。

※2 有期工事単独・JV(甲型共同企業体)契約の場合、分割払はご選択いただけません。

※3 「初回保険料口座振替特約」がセットされた契約に限りです。

※4 所属されている協同組合等の組織と弊社の間で集金事務委託契約を締結している場合に限りです。この場合、一括払では保険料の割引(5%)があり、分割払では上記※1の保険料の割増は適用されません。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合には、取扱代理店・営業社員までご連絡ください。なお、解約に際しては、残っている保険期間に対して弊社の定めるところにより保険料を返還または未払込保険料をご請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

商品・契約内容に関するお問い合わせは… 富士火災 お客さまセンター 0120-228-386 *携帯電話・PHSからもご利用になれます。 ●平日:午前9:00~午後6:00(年末年始を除く) ●土日祝:午前9:00~午後5:00(除きます。)	事故の受付・ご相談は… 富士火災 セイフティ24コンタクトセンター 0120-220-557 *携帯電話・PHSからもご利用になれます。 24時間・365日 受け付けております。	電話番号はおかけ間違いのないように ご不満・ご要望のお申し出は… 富士火災 お客さまの声室 0120-246-145 *携帯電話・PHSからもご利用になれます。 ●平日:午前9:00~午後7:00 (年末年始を除きます。)	弊社との間で問題を解決できない場合は… 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022-808 *PHS・IP電話からは03-4332-5241 ●平日:午前9:15~午後5:00(12月30日~1月4日を除きます。) *電話料金はお客さま負担となります。
--	---	--	---

ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」)をご用意していますので、必ずお読みください。

ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

●保険料お支払いの際は、「初回保険料口座振替特約」をセットされた場合を除き、富士火災所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。●ご契約後、1か月経過しても保険証券が到着しない場合は、弊社取扱営業店にご照会ください。●事故が発生したときは、30日以内に取扱代理店・営業社員またはセイフティ24コンタクトセンターまでご連絡ください。●ご契約後、お届けの住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご連絡ください。●このパンフレットの内容は概要の説明です。詳しくは取扱代理店・営業社員にご照会ください。●弊社の損害保険募集人(代理店・営業社員)は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領取、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っていきます。

お問い合わせは

富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20

TEL.03-5400-6000(大代表)

http://www.fujikasai.co.jp/

